

妊娠したら、こんな休暇が利用できます！

妊娠中の女性教職員の母体・胎児の健康保持や出産時に利用できる休暇制度

- ◎ 特別休暇制度（有給）
 - ・ 妊産婦健康診断休暇（妊娠中～出産後1年）
 - ・ 妊婦の通勤緩和（1日1時間以内）
 - ・ 妊娠障害休暇（3週間以内）
 - ・ 産前産後休暇（16週間）
 - ・ 男性育児休暇（5日以内）
 - ・ 配偶者の出産休暇（3日以内）
- ◎ 職務に専念する義務の免除
 - ・ 妊婦の休息时间



妊産婦健康診断休暇(特別休暇)

条 件：妊娠中から出産後1年以内の間で、妊娠や出産、育児に関する医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合に利用できます。

日 数 等：右の表のとおりです。

※医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間もその指示された回数となります。

時 期	利用できる回数
妊娠24週まで	4週間に1回
妊娠25週から36週まで	2週間に1回
妊娠37週から出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回

取得単位：1日のうち必要な時間

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

妊婦の通勤緩和(特別休暇)

条 件：交通機関の混雑の程度、心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要と認められる場合に利用できます。

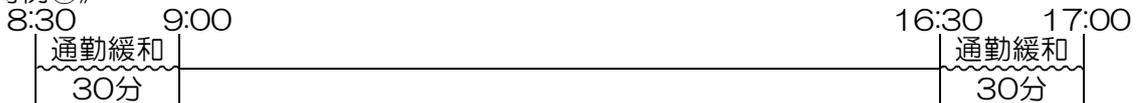
日 数 等：妊娠期間中

取得単位：1日1時間を超えない時間

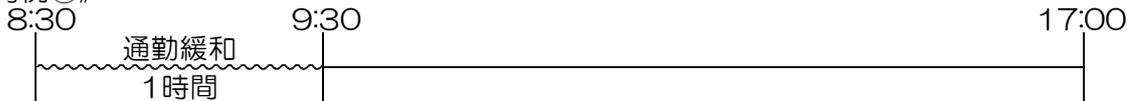
取得方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

ポイント ①通勤緩和の前後に年休やその他の特休は取得できません。通勤緩和を取り消した上で、年休等を取得することになります。

《取得例①》



《取得例②》



《取得例③》



妊娠障害休暇(特別休暇)

条 件：妊娠に起因する障害のため、勤務が著しく困難な場合、病気休暇や産前休暇とは別に利用できます。

日 数 等：3週間以内

取得単位：必要と認められる期間

取得方法：事前に校長に申請してください。

(様式=病気休暇・特別休暇申請書、医師の診断書又は母性健康管理指導事項連絡カード 添付)

産前産後休暇(特別休暇)

条 件：出産日の前後に利用できます。

日 数 等：8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から産後8週間を経過するまでの期間

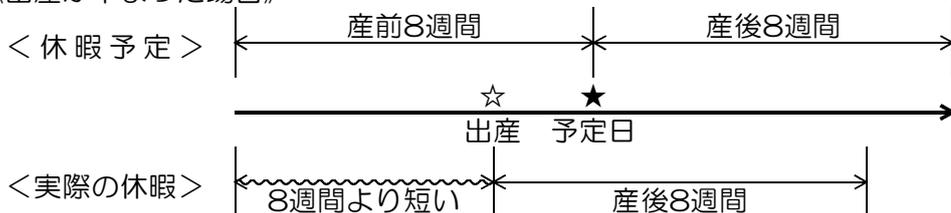
取得単位：必要と認められる期間

取得方法：事前に校長に申請してください。

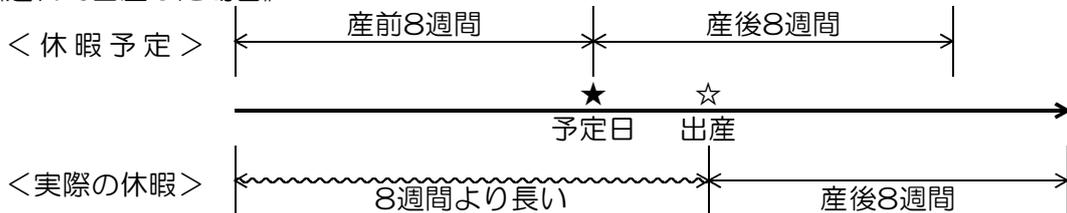
(様式=特別休暇届、出産前は出産予定日を記入した医師の診断書、出産後は出産日を記入した医師の診断書添付)

ポイント ① 出産予定日を基準にしますので、出産予定日より出産が早まった場合には休暇日数は短くなり、逆に、遅れて出産した場合は休暇日数が長くなることになります。
② 出産当日は「産前産後休暇」に含まれます。

《出産が早まった場合》



《遅れて出産した場合》



男性育児休暇(特別休暇)

条 件：男性教職員が妻の産前産後期間中に、その出産で生まれてきた子やその子の兄弟である子（小学校入学前に限ります。）と同居して世話をする場合に利用できます。

日 数 等：5日以内

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

配偶者の出産休暇(特別休暇)

条 件：男性教職員が妻の出産に伴う入退院の付き添い、入院中の世話、子どもの出生の届出のためなどに利用できます。

日 数 等：3日以内

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

妊婦の休息时间(専免)

条 件：業務が母体や胎児の健康保持に影響がある場合、勤務時間中に休息・補食することができます。

日 数 等：妊娠期間中

取得単位：必要と認められる時間

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式＝職務専念義務免除申請書）



赤ちゃんが産まれたら、こんな休暇が利用できます！

子育てを計画的に行うときに利用できる制度

◎ 休業制度（無給）

- ・ 育児休業（子どもが3歳になるまで）
- ・ 部分休業（子どもが小学校に入学する前まで）
- ・ 育児短時間勤務（子どもが小学校に入学する前まで）

◎ 特別休暇制度（有給）

- ・ 育児時間（子どもが1歳6か月になるまで）
- ・ 子育て休暇（子どもが中学校を卒業するまで、もしくは障害のある子が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）



育 児 休 業

条 件：3歳未満の子を養育するために、育児休業ができます。教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わず休業できますし、教職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時に休業することもできます。

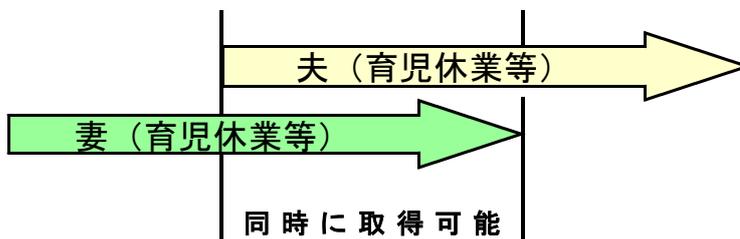
期 間 等：子が3歳になるまでの間に、連続した1つの期間

請求方法：育児休業期間初日の1か月前までに校長に請求してください。

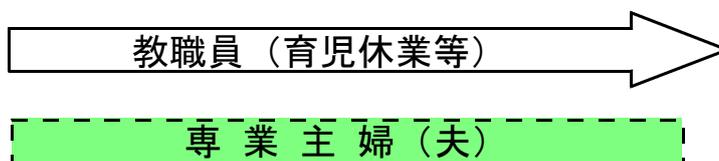
（様式＝育児休業承認請求書、住民票記載事項証明書等添付）

ポイント ①給与については、P17を参照してください。

《取得例①》配偶者が育児休業等をしている教職員でも育児休業の取得可能



《取得例②》配偶者が専業主婦（夫）の教職員でも育児休業等取得可能



再度の育児休業を取得する場合

条 件：育児休業は基本的に連続した1つの期間しか休業できませんが、次のような場合は再度育児休業ができます。

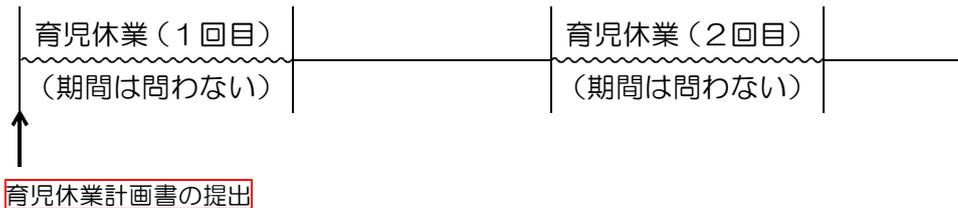
- ①育児休業の請求を行う際に、あらかじめ育児休業等計画書を提出することにより、何回でも育児休業を再取得することができます。
- ②妻の出産後57日間(出産日+産後休暇期間中)に育児休業をした男性教職員は、特に計画書を出すことなく、育児休業ができます。
- ③保育所などの入所を希望し申込みを行っているが、当面入所できないなど、育児休業終了時に予測できなかったことが生じた場合、再度育児休業を取得できます。

請求方法：①の場合は、1回目の育児休業とあわせて校長に請求してください。

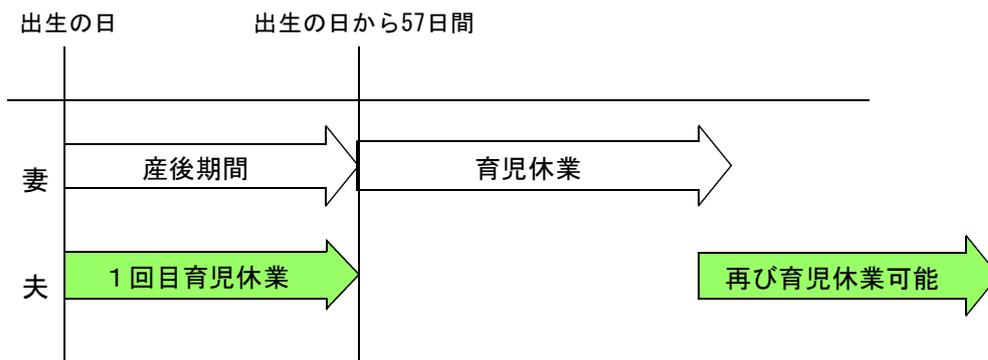
(様式=育児休業等計画書)

②、③の場合は、2回目の育児休業期間初日の1か月前までに校長に請求してください。

《取得例①》



《取得例②》



部分休業

条件：小学校入学前までの子を養育するために、部分休業ができます。

教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わず休業できますし、府の職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時に休業することもできます。（各々2時間取得可能）

期間等：子が小学校に入学するまでの間で、始業時又は終業時に1日2時間以内

請求方法：あらかじめ包括的に校長に請求してください。

（様式＝部分休業承認請求書、場合により住民票記載事項証明書等添付）

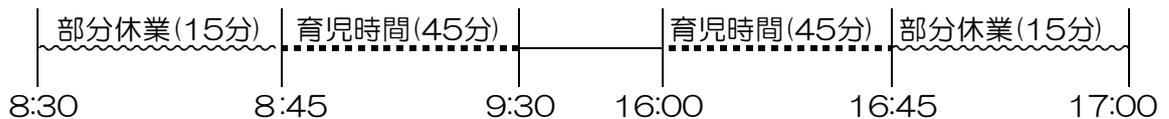
ポイント ①育児時間と合わせて1日2時間以内しか認められないため、育児時間を90分利用している教職員の場合、部分休業は30分となります。

（部分休業の承認は30分単位ですが、育児時間と併用する場合で朝夕に分けて利用する場合のみ、部分休業が1回15分となることがあります。（下記取得例参照）

②部分休業の前後に引き続いて年休を取得する場合は、部分休業時間を取り消して、その時間は全て年休を取得することになります。

③給与の減額については、P18を参照してください。

《取得例》（部分休業と育児時間を併用する場合）



育児のための短時間勤務制度

条件：小学校入学前までの子を養育するために、複数の勤務形態から1つを選択し、希望する日や時間帯での勤務ができます。

教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わずできますし、府の職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時にすることもできます。

期間等：子が小学校に入学するまでの間で、次の勤務形態から1つを選択

・1日当たり3時間55分（週19時間35分）

・1日当たり4時間55分（週24時間35分）

・週3日（週23時間15分）

・週2日半（週19時間25分）

〔交替制勤務職員は
別途勤務形態あり〕

請求方法：開始日の1か月前までに校長に請求してください。

（様式＝育児短時間勤務承認請求書、場合により住民票記載事項証明書等添付）

ポイント ①1月以上1年以下の期間での請求となりますが、小学校入学前まで延長が可能です。

②育児短時間勤務終了後1年以内は、原則、再度の請求はできません。

ただし、あらかじめ育児休業等計画書を提出した場合や、保育所などの入所を希望し申込みを行っているが、当面入所できないなどの場合は、1年以内であっても再度育児短時間勤務を取得することができます。

③年休については、勤務時間数に応じた時間（日数）で計算の上、日数換算して付与されます。

④給与については、P18を参照してください。

育児時間(特別休暇)

条 件：1歳6か月までの子を養育するために利用できます。

男性教職員は妻が育児休業等をしている場合は取得できませんが、女性教職員は夫の状況（働いているか、育児休業しているか等）に関わらず取得できます。

期 間 等：子が1歳6か月になるまでの間で、夫婦合わせて1日90分以内

女性：夫が府職員以外の場合は、夫の取得時間に関係なく90分以内

男性：90分から「妻の取得時間」を差し引いた残りの時間

原則1日2回各45分ですが、やむを得ない場合は1回30分以上で2回に分けての取得や、1回90分のまとめ取りもできます。

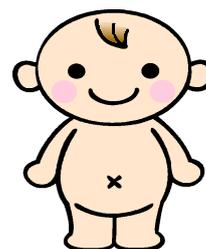
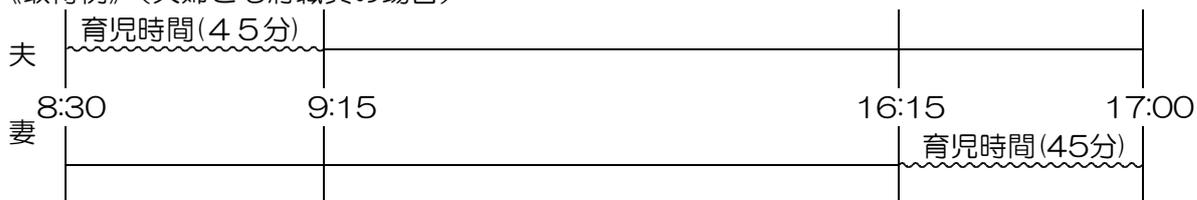
なお、次のいずれかに該当する場合は、1日120分（原則1日2回各60分）まで取得できます。

- ・ひとり親の場合
- ・配偶者が対象となる子と同居していない、またはけがや病気などで対象となる子を養育することが困難な場合
- ・男性教職員または女性教職員の夫が、対象となる子について15日以上育児休業を取得した場合

請求方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

- ポイント
- ①育児時間を利用している教職員が、残りの勤務時間分年休を取得し、結果として1日勤務しないような場合は、育児時間は認められません。その場合は育児時間を取り消し、1日の年休を取得することになります。（その日に勤務する時間がある場合には、請求どおりの育児時間を利用できます。）
 - ②始業時又は終業時に引き続かない時間帯でも利用できます。
 - ③夫婦で同一時間帯の利用もできます。

《取得例》（夫婦とも府職員の場合）



子育てを行う教職員の休暇(特別休暇)

条 件：中学校卒業までの子の看護、通院等の世話、予防接種・健康診断の付き添い、参観日などの学校行事への参加などの場合に利用できます。(障害のある子については、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象)

小学校3年生までの子の場合、インフルエンザや台風などで休校等となった場合も利用できます。

中学校3年生の子の場合、合格した高校等が主催する入学説明会に出席する場合も利用できます。

日 数 等：1年7日以内(対象となる子が2人以上の場合は10日、3人以上の場合は3人目以降の子1人につき1日加算し、3歳に達するまでの子がいる場合については、取得できる日数をさらに1日加算)

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。

(様式=病気休暇・特別休暇申請書、後日理由を確認できる書類を提出)

ポイント ①2週間以上の要介護状態にある場合、介護休暇や短期介護休暇も取得可能。
(→P12)

育児を行う教職員の時間外勤務制限

条 件：3歳未満の子を養育する教職員は請求すれば、配偶者の状況(働いているか、育児休業しているか等)に関わらず、時間外勤務が制限されます。

小学校入学前までの子を養育する教職員は請求すれば、配偶者の状況(働いているか、育児休業しているか等)に関わらず、時間外勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限されます。

期 間 等：月単位で最長1年(再請求可能)

請求方法：開始日の前日までに校長に請求してください。(様式=時間外勤務・深夜勤務制限請求書)

育児を行う教職員の深夜勤務制限

条 件：小学校入学前までの子を養育する教職員は請求すれば、深夜勤務(午後10時～午前5時)が制限されます。

ただし、配偶者が常に子を養育できる場合は対象外となります。

期 間 等：最長6か月、月又は日単位でできるだけ長い期間を一括請求してください。(再請求可能)

請求方法：開始日の1か月前までに校長に請求してください。

(様式=時間外勤務・深夜勤務制限請求書)

その他の休暇制度

結婚休暇(特別休暇)

条 件：教職員が結婚（事実上の婚姻を含む。）する場合に利用できます。
学期中に結婚した場合、次の長期休業期間中までの間に利用できます。

日 数 等：6日以内

取得単位：必要と認められる期間

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式=病気休暇・特別休暇申請書）

ポイント ①分割して取得する場合、1日でも取得したら、残りの日は1か月以内に利用することになります。

生理休暇(特別休暇)

条 件：女性教職員が生理日に、腹痛等のため勤務することが著しく困難な場合に利用できます。

日 数 等：1回の生理につき2日以内

取得単位：必要と認められる期間

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式=病気休暇・特別休暇申請書）

短期介護休暇(特別休暇)

条 件：子（※）が負傷や病気などで2週間以上日常生活に支障がある場合に、介護をしたり、通院等の付添いをする場合に利用できます。（※ 配偶者、父母等でも利用できます。）

日 数 等：年5日以内（対象となる子が2人以上の場合10日）

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。

（様式=病気休暇・特別休暇申請書、要介護者の状態等申出書添付）

ポイント ①「短期介護休暇」は2週間以上日常生活に支障がある場合に限定されます。
「子育て休暇」は、風邪など1日、2日程度の症状によるものでも利用できます。

介護休暇

条 件：子（※）が負傷や病気などで2週間以上日常生活に支障がある場合に、介護をしたり、通院等の付添いをする場合に利用できます。（※ 配偶者、父母等でも利用できます）

日 数 等：3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

（各期間の間隔に上限なし）

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式=介護休暇申請書、医師の診断書等添付）

介護時間

条 件：子（※）が負傷や病気などで2週間以上日常生活に支障がある場合に、介護をしたり、通院等の付添いをする場合に利用できます。（※ 配偶者、父母等でも利用できます）

日 数 等：連続する3年の期間内において必要と認められる期間
（始業の時間又は終業の時間に連続した、1日を通じ2時間を超えない範囲内）

取得単位：30分単位

取得方法：事前に校長に申請してください。（様式=介護時間申請書、医師の診断書等添付）

職場での子育て支援取組例

① 学校としての取組

- 妊娠中の教職員の業務分担を配慮するため職場全体でフォロー！
- 配偶者出産休暇や男性育児休暇の取得を促進するため、制度の趣旨を徹底！
- 男性教職員の育児休業取得を促すため、特に、産前産後期間中の育児休業取得を奨励！
- 妊娠中の教職員は、長期及び遠方への出張や時間外勤務等を命じない！
- 休業、休暇中の教職員に対する定期的な情報提供！
- 休務教職員が円滑に職場に復帰できるための配慮を徹底！

② 府教育委員会としての取組

- 教職員異動調査書及び人事異動ヒアリングに基づく人事異動上の配慮！
- 育児休業に係る臨時的任用教職員等の配置！
- 休業、休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保！

